### 認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票

(平成25年10月 2日)

-	\	事業	<del></del>	- 0	4mm	<del></del>
1	)	事業	<b>→</b> 1/1	<b>、</b> (/)	州州	쁏

	グループホーム柚木	事業主体名	特定非営利活動法人つむぎの	家
事 光 記 <i>5</i>		代表者名	高井 喜美子	
<u>事業所名</u>		研修の受講状況		
		上記の者以外が受講し ている場合	氏名( 役職(	) )

# 2) 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者が、認知症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものである。また、利用者の意思または人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。又、行政や医療機関、福祉施設、居宅介護支援事業者等との連携に努め、利用者の便宜を図る。

- 3) 認知症対応型共同生活介護事業所以外に事業所として指定等を受けている事業及び加算
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
  □ 指定認知症対応型通所介護
  □ 医療連携体制加算
  □ 短期利用共同生活介護
- 4)組織の概要

所在地及び追	〒 5 6 9 - 0 8 1 4 高槻市富田町 5 丁目 1 6 番 6 号 T E L 0 7 2 - 6 9 7 - 5 1 2 6 F A X 0 7 2 - 6 9 7 - 5 1 2 7					
交通の便(最	阪急富	『田駅から徒歩	8分、JR摂津富田	駅から徒歩10分		
開設年月日	開設年月日 昭和・平成16年4月		<u>ユニット数</u> <u>と利用定員</u>	(1) ユニット	利用定員(9)人	
	と施設(併設施設から ドあればご記入下さ	通所介	*護事業として	の柚木デイサービス	スセンター併設	

#### 5) 建物の概要

<u>建</u>	物	形	態	山	鱼独型	■ 併	設型					
<u>建</u>	物	構	造	(	重量鉄骨	) 造り	(	2	階建ての	2	階部分)	
<u>広</u>			さ	敷地面1室当	□積( 4 ∮たりの居室	95.52	) m <sup>2</sup>	。 9.	床面積( 7 ) ㎡	4 9 4	. 68	) m²

■ 無

# 6) 利用料等(入居者の負担額)

家		賃(	月額)	(			5 5	0.0	0 0	)	円					
敷			金		有(				) F	円		無				
保証金の	有無(入	、居時	一時金)		有(	3 0	0 0	0 0	) F	円		無				
		の場を全措	合 置の内容	預か	り保証	E金出	納帳	こて旬	管理し.	、銀行	テの定:	期預金	金に	て保	全。	
	有の	場合	償却の有無		有(其	期間:	2年.	以上	経過で	3 0	万円償	(却)				無
<u>食</u>	<u>材</u>	料	費	朝 夕 又(	食( 食( は1日	į		)	円 円 ) 円		食( Pつ(		4 5 1 5		)	円円
				7	この他の	の費用	と徴	収方	<u>法</u>							
名	E			徴	(	収	方		法			金		額	(円)	)
①理 美	容	代	現金									実費	5			
②お む	つ	代	指定口座か	らの	引き落	客とし						パッ 0円			才上	<b>ムツ12</b>
③そ	の	他														
・光熱水費 指定口座か				らの	引き落	客とし						2 0	0 (	0 0	円	
・特別な行事現金												実費	<u>.</u>			
・外出時の交通費 現金												実費	<b>.</b>			

# 7) 利用者の概要

現在の利用者の状態	利用人数 (9名) (男性 (1名) 女性 (8名))
※介護予防指定認知症対応型 共同生活介護を提供してい る場合、要支援者2の数を記 載すること	要介護4(3名) 要介護5(1名) 要支援2( 名)
利用に当たっての条件	介護保険による要支援2以上で軽度、中度の認知症の状態にある方。但し、認知症に伴って著しい精神状態を呈する方、行動異常が見られる方、その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除きます。

退居に当たっての条件	<ul> <li>契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。</li> <li>ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、文章による利用料金等の支払い催告を行なったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合</li> <li>ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合・ご契約者が連続して2ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合</li> <li>ご契約者が介護老人施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</li> </ul>
開設以来の退居者数	人数       (6 )人         主な理由       退居先         ・長期入院の為・在宅に戻る・家族転居の為・病状悪化       (前宅 )         ・病状悪化       (特別養護老人ホーム)

L

8) 職員の概要(複数のユニットがある場合には、各ユニットごとに作成すること。)

	総数	( 20 名)
(		(内数)・常 勤 (専任 2 名) (兼務 1 名) 常勤換算 ( 9 名)
	V 11 □ 0 ±1	* 非常勤 ( 1 7 名)
(ユニッ-	職員の1	務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数。 週間の勤務延時間数 注)( 時間)÷40時間=常勤換算数( 名) 延時間数には、宿直時間数は含まない。
ト名)	夜間の体制	■専任 □兼務(兼務の施設 )
		■夜勤( 1 名) □宿直( 名)
	管理者	□専任 ■兼務(兼務の施設)
	氏名 ( 丸 健志)	資格(介護福祉士、介護支援専門員、認知症ケア専門士)
		認知症介護の経験年数 (9年 6か月)
		認知症介護に関する研修の受講歴
		· 認知症介護実践研修(実践者研修) ■受講済 □未受講
		(実践リーダー研修) □受講済 ■未受講
		・認知症対応型サービス管理者研修もしくは
		認知症高齢者グループホーム管理者研修 □受講済 ■未受講・上記の研修の他に受講した研修名
	計画作成担当者	<u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>
	<u> </u>	介護支援専門員資格 ■有 □無 他の資格( ) )
	八石 ( 九 )	認知症介護の経験年数(9年6か月)
		認知症介護に関する研修の受講歴
		<ul><li>・認知症介護実践研修(実践者研修) ■受講済 □未受講</li></ul>
		(実践リーダー研修) □受講済 ■未受講
		・上記の研修の他に受講した研修名
		( ) (
)	その他の職員	資格 介護福祉士 (9名) 看護師 (2名)
		その他 ( 名)
		認知症高齢者のケアの経験年数 (9年6か月)
		認知症介護に関する研修の受講歴
		・認知症介護実践研修(実践者研修) ■受講済 □未受講 (実践リーダー研修) □受講済 □未受講
		· 認知症介護指導者研修 □ ▽講済 □ 未受講
		・上記の研修の他に受講した研修名
		( ) 受講済者 ( 名)
		( 会講済者 ( 名)
職員	の交代状況	① 管理者の交代回数 (3)回
		(理由)退職等による
		② 計画作成担当者の交代回数 (3)回(理由)退職等による
		③ 常勤職員の交代回数 (2)回
		(理由)異動による

### 9) その他

協力医療機関名	医療法人仙養会北摂総合病院 伊藤診療所 藤田歯科
医療連携体制の状況 (看護師の確保方法)	■職員として配置 □契約(契約先名称 )
運営推進会議の設置状況	■有 □無 開催状況( 2月に 1回) メンバー構成(役職等) 家族、地域包括支援センター、民生委員、地域住民、理事長、 管理者
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の 事業名等具体的にご記入下 さい。)	情報提供の同意や、市町村が家族介護教室等を開催するに当たっては、当事業所も協力する。
入居者家族会等の有無	■有  □無
家族の面会時間の設定の有無	■有(9時~20時)□無
介護相談員 <sup>注)</sup> 等の受入状況	■有(定期又は随時の立ち入り調査に当事業所は協力し、サービス内容の改善を図っていく。)
	□無
直近の外部評価公表日 (市町村が受理した日)	平成 23年 6月 7日

注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業の実施について」(平成18年5月24日老計発第 0524001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

# (記入上の留意事項)

- 1 「□」を設けている欄については、該当部分にレ点でチェックすること。
- 2 記載事項については、簡潔明瞭に記載すること。
- 3 7)において記載している各研修については、それぞれ「実践者研修」には旧基礎課程を、「実践リーダー研修」には旧専門課程を含んでいるので、留意されたい。
- 4 下線部 (\_\_\_\_\_\_) については、介護保険法施行規則第131条の10第1項第4号に該当する事項であることから、変更があった場合には、10日以内に届け出る必要がある。なお、計画作成担当者については、介護支援専門員である場合についてのみ、届け出が必要となるものである。